



◇育児・介護休業法等が改正されました ～令和7年4月1日から段階的に施行～◇

令和6年5月に育児・介護休業法が改正されました。①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が図られています。

① 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります

施行日：令和7年10月1日

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置
- 事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

●具体的な措置

- ・始業時刻等の変更
- ・テレワーク等(10日/月)
- ・保育施設の設置運営
- ・新たな休暇の付与(10日/年)
- ・短時間勤務制度

事業主は、この中から2以上の制度を選択して措置し、労働者は事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。

② 所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大されます

施行日：令和7年4月1日

●3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能

改正後

●小学校就学前の子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能

③ 育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます

施行日：令和7年4月1日

●3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。 ※努力義務とは法律上、必要な措置・対応を取るよう努力することを義務づけることで、拘束力や罰則はありません。

④ 子の看護休暇が見直されます

施行日：令和7年4月1日

【名称】
●「子の看護休暇」
【対象となる子の範囲】
●小学校就学の始期に達するまで
【取得事由】
●病気・けが●予防接種・健康診断
【労使協定の締結により除外できる労働者】
(1)引き続き雇用された期間が6か月未満
(2)週の所定労働日数が2日以下

改正後

【名称】
●「子の看護等休暇」
【対象となる子の範囲】
●小学校3年生修了までに延長
【取得事由】
●感染症に伴う学級閉鎖等
●入園(入学)式、卒園式を追加
【労使協定の締結により除外できる労働者】
●(1)を撤廃し、(2)のみに

⑤ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります。

施行日：令和7年10月1日

●妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます。

・具体的な配慮の例として、自社の状況に応じて、勤務時間帯・勤務地にかかる配置、業務量の調整、両立支援制度の利用期間等の見直し、労働条件の見直し等が指針で示される予定です。

⑥ 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大されます

施行日：令和7年4月1日

⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります

●介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置等

施行日：令和7年4月1日

◇雇用保険の給付についても改正が行われます ～令和7年4月1日から施行～◇

育児休業給付金について：保育所等に入れない場合の育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが厳格化されます。

○これまで
保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。

○令和7年4月から
これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。

必要な書類

- 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（右図）：追加
例1）利用（入所）申込みに当たり、入所保留を積極的に希望する旨の意思表示をしていないかどうか
例2）通所時間（片道）が30分以上かかる場合はその理由
- 市区町村に保育所の利用申し込みを行ったときの申込書の写し：追加
- 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知：以前と同じ（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

基本手当について：自己都合で退職した人が基本手当を受給する際の給付制限の見直しが行われます。

現在

自己都合で退職した人が基本手当を受給しようとする場合 → 原則2ヶ月間の給付制限期間があります。
※給付制限期間＝基本手当が支給されない期間

改正 令和7年4月から

原則2ヶ月間の給付制限期間 → 原則1ヶ月の給付制限期間
又、退職した後や、退職日前1年以内に、一定の教育訓練を受講した場合 → 給付制限が解除されます。

《筆者：山崎》

お知らせ

- ★算定基礎届による社会保険料の変更について
10月に支払う給与から控除する社会保険料が、算定基礎届に基づいて変更になります。
- ★令和6年度被扶養者資格再確認について(協会けんぽ適用事業所)
10月上旬から下旬にかけて、「被扶養者状況リスト」にて被扶養者資格の再確認が実施されます。
ご協力をお願い致します。
- ★最低賃金の改正について(令和6年10月1日改正)
栃木県では、954円から1004円へ50円の引き上げになりました。

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

